

# 財務業績に関する情報の開示

－IASB 財務報告に関する概念フレームワーク公開草案に基づく検討－

## Presentation of Financial Performance : Conceptual Framework for Financial Reporting of the IASB Exposure Draft

杉 山 晶 子

1. はじめに
2. 財務業績の開示に係る ED の論点
  - (1) DP と ED の比較
  - (2) ED に対する ASBJ のコメント
3. 財務業績の開示に係る ED の検討
  - (1) 純利益の意義と役割
  - (2) OCI のリサイクリングの必要性
4. 結びに代えて

### 1. はじめに

概念フレームワークの設定をめぐる動向は、アメリカの会計基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）（以下「FASB」という）が1978年に公表した「財務会計諸概念に関するステートメント第1号 営利企業の財務報告の基本目的」（Statements of Financial Accounting Concept（以下「SFAC」という）No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises）の公表が嚆矢とされる。FASBは、その後SFAC第8号「財務報告のための概念フレームワーク（SFAC No.8, Conceptual Framework for Financial Reporting）」（2010年）に至るまでの一連のFASCを公表している<sup>①</sup>。FASBの概念フレームワークは諸外国に影響を及ぼし、1989年には国際会計基準審議会（IASB）の前身である国際会計基準委員会（IASC）より「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」が公表された。日本においては、2004年に財務会計基準委員会（ASBJ）より「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」として公表された<sup>②</sup>。

概念フレームワークは、首尾一貫した会計基準を導き出すと考えられ、かつ財務会計および財務報告の本質、機能および限界を規定する相互に関連する基本目的ならびに基本原理の整合的な体系である（FASB、FASC No.4 前書、平松・広瀬 [2007]、p.147）とされ、会計基準の設定における概念的基礎を提供する役割を担っていると解される。IASCによる概念フレームワークは、2004年から2010年までのIASBとFASBとの共同プロジェクトにより一部（「財務報告の目的」と「財務情報の質的特性」の部分）が「財務報告に関する概念フレームワーク（2010年）」として改訂された。当該共同プロジェクトは2010年以降解消され、その後はIASB単独で改訂に取り組んできた。その成果は、2013年7月にDiscussion

Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting* (以下 DP という) としてまとめられた。当該文書は、その冒頭で述べられているように改訂概念フレームワークの公表に向けての第一歩であり、いくつかの問題についてコメントを募集することを意図していた。その後、IASB は DP に寄せられた意見を踏まえたうえで、2015 年 5 月に Exposure Draft, *The Conceptual Framework for Financial Reporting* (以下 ED という) を公表した。

その間、日本からは財務会計基準委員会 (ASBJ) (以下「ASBJ」という) を通じて「ディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』に対するコメント (以下「DP に対するコメント」という) (2014 年 1 月) をはじめとする複数の文書<sup>③</sup>を IASB に提出しており、ED についてもコメントを提出している。

一方で、概念フレームワークの改訂作業と連動したかたちで財務諸表の表示及び開示に関連する取組みが進められている。IASB は、IFRS 財務報告における開示の改善を目指した適用プロジェクト及び調査研究プロジェクトの集合体 (「開示に関する取組み」) についても作業しており、当該取組みにおいて、表示及び開示に関する追加的なガイダンスを提供するために、本 ED で提案している概念を開発することを目指しているとの記述がある (ED 要約及びコメント募集第 7 章冒頭、BC 7.2 項)。昨今における財務諸表の表示及び開示を取り扱った IASB と ASBJ の主要な公表文書は、図表 1 に示すとおりである。

図表 1 財務諸表の表示及び開示に関連する IASB と ASBJ の主要公表文書

| 公表時期        | 発行主体 | 文書名称等   |
|-------------|------|---|
| 2013 年 7 月  | IASB | DP (セクション 7「表示及び開示」、セクション 8「包括利益計算書における表示」)               |
| 2014 年 1 月  | IASB | 「開示に関する取組み (IAS 第 1 号の修正) 公開草案」                           |
| 2014 年 1 月  | ASBJ | 「DP に対するコメント」(セクション 7「表示及び開示」、セクション 8「包括利益計算書における表示」について) |
| 2014 年 12 月 | IASB | 修正 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」                                     |
| 2015 年 5 月  | IASB | ED (第 7 章「表示及び開示」)  |
| 2015 年 10 月 | IASB | 「公開草案 IFRS 実務記述書—財務諸表への重要性の適用」                            |
| 2015 年 11 月 | ASBJ | 「ED に対するコメント」(第 7 章「表示及び開示」)                              |

(出所) 各文書に基づき著者作成。

本稿では、ED におけるテーマのうち「第 7 章表示及び開示」の中で扱われている財務業績に関する情報の開示を取り上げる。財務業績に関する情報は、とりわけ投資家にとって関心の高い情報であると同時に、純利益とその他の包括利益の処理・表示に関する考え方については IFRS と日本基準における重要な差異のひとつとなっている。検討に際しては、ED およびその結論の根拠 (Basis for Conclusions Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting) を基礎として、DP、ED に対する ASBJ のコメント文書、および各論者の見解等を踏まえたうえで、ED における財務業績の開示を巡る問題点を明らかにすることを目的とする。

## 2. 財務業績の開示に係る ED の論点

### (1) DP と ED の比較

DP では、「表示及び開示」と「包括利益計算書における表示—純損益とその他の包括利益」は別々の独立したセクションで扱われていた。これに対して、ED は両者が「表示及び開示」にまとめられ、純損益とその他の包括利益の表示はその中の(c) 財務業績に関する情報で扱われている（図表 2）。本稿においては、主に(c) 財務業績に関する情報を検討の対象とする。

図表 2 概念フレームワークで取り扱う「財務諸表の表示及び開示」の範囲

| DP  | ED   |
|---|--|
| セクション 7 「表示及び開示」<br>セクション 8 「包括利益計算書における表示」 | 第 7 章 「表示及び開示」<br>(a) 財務諸表の目的及び範囲<br>(b) 伝達ツールとしての表示及び開示<br>(c) 財務業績に関する情報 |

(出所) 両文書に基づいて著者作成。

ED において、(c) 財務業績に関する情報に関連して示されたコメント募集事項は、①純損益計算書の記述、②収益又は費用の項目のその他の包括利益での報告、および③リサイクリングである。これらの 3 つの論点に即して、DP と ED を比較した結果は以下のとおりである（図表 3）。

図表 3 DP と ED の比較

| コメント募集事項の論点             | DP   | ED  |
|-------------------------|--|---|
| ①純損益計算書の記述              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務業績に関する情報は、企業がある期間に自らの経済的資源を利用して生み出したリターンを利用者が理解するのに役立つ（DP 8.13 項）。</li> <li>・収益及び費用のすべての項目は包括利益合計に含まれることが示唆されており、企業は包括利益合計を純損益と OCI に区分する（DP 8.15 項）。</li> <li>・純損益を合計または小計として表示することを要求すべきである（DP 8.22 項）。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務業績の計算書において、収益及び費用は(a) 純損益計算書もしくは(b) OCI のいずれかに分類され、純損益計算書には純損益に係る小計もしくは合計が表示される（ED 7.19 項）。</li> <li>・純損益計算書の目的は、(a) 当期中に自らの経済的資源に対して得たリターンを描写することと、(b) 将来キャッシュフローの見通しの評価および企業の資源についての経営者の受託責任の評価に有用な情報を提供することである（ED 7.20 項）。</li> <li>・純損益計算書に含まれる収益及び費用は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉である（ED 7.21 項）。</li> </ul> |
| ②収益又は費用の項目のその他の包括利益での報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・純損益の合計または小計を要求すべきであり、これはまた一部の収益及び費用の項目をリサイクルする結果となるか又はそうなる可能性が高い（DP 8.26 項）。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・純損益計算書は、業績に関する主要な情報源であるため、すべての収益及び費用を純損益に含めるという推定を設け、歴史的原価で測定される資産及び負債に関連する収益又は費用については反証ができない（cannot</li> </ul>   |

|          |  |   |
|----------|--|---|
|          | ・純損益と OCI を区別するための属性を 6 つ検討した結果、どの単一の属性も、両者を運用可能な形で有意義に区別できるものではないとされた (DP 8.38 項)。  | be rebutted) とし (ED 7.23 項)、それらの収益及び費用を純損益計算書から除外することが情報の目的適合性を高めることとなる場合には反証可能としている (ED 7.24 項)。   |
| ③リサイクリング | ・(a) リサイクリング (純利益の区分への振り替え) を禁止する、(b) リサイクリングできる項目のみを OCI として認識する、(c) (b) よりも多くの項目を OCI として認識するとともに、目的適的な情報をもたらす場合にのみリサイクリングを実施する、という 3 つのアプローチが示された (DP 8.29 項～8.33 項, 8.40 項～8.78 項, 8.79 項～8.94 項)。 | ・収益又は費用がある期間において OCI に含まれる場合には、それが将来のどこかの期間において純損益計算書にリサイクリングされるという推定を設け、この振替は、その将来の期間において純損益計算書に含められる情報の目的適合性が高まる時点で行われるとした (ED 7.26 項)。<br>・上記の推定が反証される可能性がある (could be rebutted) のは、例えば、振替が純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合である。(ED 7.27 項)。 |

(出所) 両文書にもとづいて著者作成。

まず、ED においては、「当期純利益を財務業績に関する主要な情報源である」との考え方を明確にしたことで、純損益の目的適合性が強く意識される内容になっているというのが最大のポイントであり (鶯地[2015], p.13)、OCI に含まれる項目のリサイクリングもなされることが明示されたことは、「DP に対するコメント」をはじめとする複数の文書において OCI リサイクリングの必要性を主張してきた ASBJ の考え方とも合致する。

しかし、DP と同様に ED でも純利益の定義がなされないままとなっている。包括利益から OCI を区分する基準も、OCI のリサイクリングのルールも明らかにされていない。そして、ED においては、すべての収益及び費用を純損益に含めるという反証可能な推定と、OCI が将来のどこかの期間において純損益計算書にリサイクリングされるという反証可能な推定が置かれており、いずれにおいても、反証可能かどうかを判断する基準は損益計算書における情報の目的適合性が高まることとされている。

リサイクリングの要否やタイミングが目的適合性の有無で判断されていることから、①リサイクルが必然とされる複数の測定値や選択される基準が不明瞭である。②リサイクリングの時点を決めるのに測定の不確実性が利益の測定ルールよりも優先される可能性がある。③OCI も純損益もその意義が曖昧で「ゴミ箱」となっているといった問題点が生じているとの指摘がある (勝尾[2015], pp.58-59)。

ED における目的適合性のある情報は、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる情報を指し (ED 2.6 項)、財務情報は、予測価値、確認価値あるいはその両方を有する場合には、意思決定に相違を生じさせることができる (ED 2.7 項)。財務情報は、将来の結果を予測するために用いるプロセスへのインプットとして使用できる場合には予測価値を有し、過去の評価に関するフィー

ドバックを提供する場合には確認価値を有する（ED 2.8-2.9 項）。

また、財務情報の予測価値と確認価値は相互に関連しており、予測価値がある情報は確認価値もあることが多いと述べられている（ED 2.10 項）。具体的には、会計基準レベルで定められるということであろうが、リサイクリングを行う際のルールとして適用するには、目的適合性は抽象度の高い概念であると解される。

現行の基準レベルでみると、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」において、各基準において OCI の内訳項目に含めることが要請されている諸項目が列挙表示されている（IAS1, para.7）。そして、純損益と同様に OCI についても非支配持分と親会社の所有者に配分して表示するとともに（IAS1, para.81B）、OCI 項目を性質別に分類し、他の IFRS に従って、その後に純損益に振り替えられることのないものと、その後に特定の条件を満たしたときに純損益に振り替えられるものとに区分表示することが求められている（IAS1, para.82A）。なお、IASB は、ある項目を OCI に表示すべきか純損益に表示すべきかの決定についての概念的基礎、および各項目を純損益に振り替えるかどうかを決定するための原則を示すことについては、要望が寄せられたものの表示プロジェクトで扱う範囲外であることから扱わなかったと説明している（BC54G）。

**図表 4 IFRS における OCI 項目のリサイクリングの扱い**

| 純損益に振り替えられない項目例   | 特定の条件を満たしたときに振り替えられる項目例  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産再評価益（IAS16「有形固定資産」）</li> <li>・確定給付の再測定（IAS19「従業員給付」）</li> <li>・資本性金融商品に対する投資（IFRS9「金融商品」）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在外営業活動体の換算差額（IAS21「外国為替レート変動の影響」）</li> <li>・キャッシュフロー・ヘッジ（IFRS9「金融商品」）</li> </ul> |

（出所）IAS1、Part1：財務諸表の表示例を参照して著者作成。

なお、ED において反証可能な推定というアプローチを使用することとなった議論の経緯については、IASB は OCI というのは特別な場合にやむを得ず便宜として使用するものであるという立場を採っており、そのために OCI の使用が制限的な表現となり、その使用に当たっては反証が必要という構造が提案されたとの説明がなされている（鷲地[2015], p.13）。

## （2）ED に対する ASBJ のコメント

### ① 純利益の定義が示されていないことについて

IASB は、「概念フレームワーク DP」における純損益及び OCI の計算書における収益及び費用の報告に関する提案の大半について賛否両論を示したことを明らかにしたうえで、IASB が、純損益の堅牢かつ適切な定義は、「概念フレームワー

ク」では実行可能ではないであろうと考えた (BC 7.41 項) ことについて次のように述べている。すなわち、寄せられたコメントにおいて、企業の業績には多くの側面があり、どの単一の業績数値もすべての利用者のニーズに適合するものではないという意見があった (BC 7.32 項)。すなわち、収益及び費用の項目を 2 つの明確な区分に分離して、一方の区分に含まれるすべての項目が同じ特徴を共有するようにするために使用できる単一の特徴はない (BC 7.34 項)。OCI の使用のそれぞれに説明があるが、それらのケースのすべての基礎にある単一の概念的根拠はない (BC 7.35 項)。したがって、どのような場合に収益又は費用の項目を純損益計算書又は OCI に含めるべきなのかを定義するか又は精密に記述することは、実行可能ではなく適切でもないと判断し、その代わりに、「概念フレームワーク」に、このトピック及び事後的な分類変更に関するハイレベルのガイダンスを記載することを提案している (BC 7.36 項) というものである。

これに対して、ASBJ は 2015 年 11 月に IASB に提出した「公開草案『概念フレームワーク』に対するコメント」(以下、「ED に対するコメント」とする) において、次のように見解を述べている。すなわち、ASBJ は、当期中の企業の財務業績について有用な情報を提供する観点から、純損益の定義が不可欠である (122 項) と述べたうえで、ED7.20 項に示された純損益計算書の目的に関する文言を修正し、「純損益は、企業が実施した事業活動によって自らの経済的資源に対して得た当期中のリターンを描写するものである。」という純損益の定義を提案している (123 項)。なお、「実施した事業活動によって」という表現は、純損益と包括利益の差異を明確にするために必要であるとして ASBJ が追加した文言である。

さらに、純損益の特徴を説明する際に一体として考えるべき純損益の定義に関する補助的ガイダンスとして、以下の 2 つを提案している (124 項)。

- (1) リターンは、企業の事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は「不可逆」とみなされるところまで減少した時点において描写される。
- (2) 純損益は、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュフローの累計額と一致するように、「包括的(all-inclusive)」でなければならない。

(1)については、企業が行っている事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか不可逆とみなされるところまで減少した時点で純損益に認識することにより、確認価値及び予測価値を有する目的適的な情報を提供することができると考えている (130 項) ことによるものである。また(2)については、企業価値を判断する際に、財務諸表利用者は、通常、当該企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するため、フロー情報に依拠することから、最も有用な財務情報の指標の 1 つである純損益の完全性(integrity)がキャッシュフローとの整合性で裏付けられていない場合、純損益を参照することが困難と考えるかもしれないからである (133 項)。

## ② 収益又は費用の OCI での報告について

ASBJ は、すべての収益及びすべての費用を純損益に含める推定を設けることは、当期に発生した収益又は費用が、企業の財政状態の報告の観点からは目的適合的であるが財務業績の観点からは目的適合的でない測定値から算定されている場合、この推定を適用すると純損益の有用性を損なうことになるという理由でこの推定に同意しないとしている（136 項）。そして、このような推定を置くのではなく、企業の財務業績の報告の観点から目的適合的な測定基礎を使って純損益を算出すべきである旨を「概念フレームワーク」に記載すべきであると述べている（138 項）。図表 5 において、上記①および②に述べられた両者の見解をまとめている。

**図表 5 純利益と包括利益の表示に関する IASB と ASBJ の考え方**

| ED  | ED に対するコメント   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・純利益は厳密に定義することは実行可能ではなく、適切でもない。</li> <li>・財務業績に関する主要な情報源である。</li> <li>・全ての収益項目と費用項目を純損益に含めるという反証可能な仮定を置く。</li> <li>・現在価額により測定される資産又は負債に関する収益又は費用で、それを純損益から除外することが純損益の目的適合性を高める場合に反証可能とする。</li> <li>・反証できるのは IASB のみである。</li> <li>・OCI はいわば例外的なものとして捉えられる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・純利益の定義が必要。「純損益は、企業が実施した事業活動によって自らの経済的資源に対して得た当期中のリターンを描写するものである。」という定義を示している。</li> <li>・純利益の定義に関する補助的ガイダンスを示している。(1) リターンは、企業の事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は「不可逆」とみなされるところまで減少した時点において描写される。(2) 純損益は、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュフローの累計額と一致するように、「包括的 (all-inclusive)」でなければならない。</li> <li>・OCI は、財務業績と財政状態の測定のために資産及び負債に異なる測定値を用いた結果生じる両者の差異である。</li> </ul> |

(出所) 両文書に基づいて著者作成。

## ③ OCI のリサイクリングについて

ED で示された OCI のリサイクリングに対する ASBJ のコメントは以下のとおりである。すなわち、純損益は、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュフローの累計額と一致するように、「包括的 (all-inclusive)」でなければならないとの考えに基づいて、全会計期間の純損益の累計額と全会計期間の正味キャッシュフローの累計額（所有者としての立場での所有者との取引から生じたキャッシュフローを除く。）が等しくなることを確保するためには、将来いつかの時点ですべての OCI 項目をリサイクリングすることが必要と考えられる（142 項）。したがって、反証可能としている ED 7.27 項における提案同意しないとしている（141 項）。

また、ED 7.27 項ではリサイクリングを行う明確な基礎を識別できない場合は、当該収益又は費用を OCI に含めるべきではないことを示唆している可能性があるとして示されているが、OCI を使用すべきかどうかという判断は、OCI が生じた期間に認識される純損益の目的適合性への影響だけに基づいて行われるべきであり、OCI を使用するかどうかの判断は、ある将来の期間にリサイクルする時期に関する判断とは関係ないことから、この記述にも強く反対するとしている（144 項）以上の両者の見解は、図表 6 にまとめられている。

**図表 6 OCI のリサイクリングに関する IASB と ASBJ の考え方**

| ED  | ED に対するコメント   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・OCI に含めた項目は、将来のいずれかの期間においてリサイクリングされるという反証可能な仮定を置く。</li> <li>・反証できない限り全ての OCI はリサイクリングを行う。</li> <li>・リサイクリングは、純損益の目的適合性を高めることとなる時点で行われる。</li> <li>・純損益の目的適合性を高めることとなる時点が明確でない場合には、リサイクリングは行われないこととなる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての OCI がリサイクリングされることで、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュフローの累計額と一致する。これにより、経営者の受託責任の評価に資する純利益が測定される。</li> <li>・リサイクリングされない OCI の存在により、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュフローの累計額と一致しなくなる。</li> <li>・リサイクリングは、仕組みとして、不確実性の解消（不確実性が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少した時点）をもって全ての OCI に対して行われる。</li> </ul> |

（出所） 両文書に基づいて著者作成。

### 3. 財務業績の開示に係る ED の検討

#### (1) 純利益の意義と役割

日本における「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」（以下、「討議資料」という）においては、以下のとおり純利益の定義を示しており、IASB の概念フレームワークとの重要な相違点となっている。

「純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く。）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる（「討議資料」第 3 章 9 項。）」

包括利益と純利益との関係については、「包括利益のうち、(1) 投資のリスクから解放されていない部分を除き、(2) 過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分を加え、(3) 少数株主損益を控除すると、純利益が求められる（「討議資料」第 3 章 9 項。）」と説明されている。

これらの定義および説明に照らせば、純利益は包括利益のうち当該期間中にリスクから解放された投資の成果であり、株主資本を増減させる働きをもつ。そし



て、OCIは包括利益のうち投資のリスクから解放されていない部分からリサイクリングに伴う調整項目を除いた部分である。

投資のリスクとは、投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる。投資家が求めているのは、投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのかについての情報である（「討議資料」第3章23項）。投資家は、投資に対して得られた成果を事後的に確認することによって、その後の意思決定を行うためである。

投資家は期待と事実の差異を分析し、それを将来に向けた期待の改定に利用する（斎藤[2014], p.39）。そうした期待の改定には、なによりも過去の期待を対応する事実を比較することが必要である。期待された成果がキャッシュフローである以上、その期待の改訂にフィードバックされる情報は、事実として生じたキャッシュフローに基づく投資の成果ということになる（斎藤[2014], p.38）。これが実現した利益を測定してきたことの合理的な意味である（斎藤[2014], p.39）。

したがって、純利益は、従来から実現した利益として投資意思決定に不可欠な指標としての役割を担ってきたといえる。そして、純利益を適正に測定するために、OCIはリスクから開放された時点でリサイクリングされることが求められることとなる。ここでは、純利益の定義に照らして、投資の成果がキャッシュフローとして実現した時点で、すなわち投資のリスクから解放されたという事実の確定が包括利益からOCIを区分する基準となり、同様の基準がOCIを純利益にリサイクリングする際にも適用されることとなるのである。

## (2) OCIのリサイクリングの必要性

上述の検討から明らかなように、純利益を測定するためには、期中に投資のリスクから解放されたOCIをリサイクリングする必要がある。「概念フレームワークED」においては、OCIをリサイクリングするという推定が反証可能であることから、純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合は、当該OCIはリサイクリングされないこととなる。

他方で、企業は、期間が有限の投資プロジェクトが集まって前後しながら、総体としては無限に継続するとみなされる存在であり、そのようなプロジェクトにおいては投資期間を通じた利益は正味のキャッシュフローに一致する（斎藤[2015], p.21）。資産を再評価した差額は、投資が続いている間は将来の利益増減に対する期待であるが、投資が終わればそこで繰り上げられ利益に加減される（斎藤[2015], p.21）。したがって、投資プロジェクトの期間が有限である限り、OCIのリサイクリングは必ず行われることとなる。

OCIのリサイクリングが、投資のリスクからの解放をもって例外なく行われるのではなく、EDで提案されているように反証可能な仮定が置かれることにより、純損益の目的適合性を高めることとなる時点が明確でないという理由でリサイクリングが行われない場合には、リサイクリングされないOCI項目の存在を容認することとなる。このことは、純利益の変容をもたらし、その結果、投資の成果を

確認し、投資意思決定における期待の改定を支援するための純利益の本来の機能を損なうこととなる。OCI のリサイクリングを行わないということは、実現したキャッシュフローとしての純利益の測定を行わないということに繋がる。純利益の適正な測定と投資意思決定情報としての有用性を維持するためには、OCI に認識された項目はすべてリサイクリングされる必要がある。

#### 4. 結びに代えて

本稿では、「概念フレームワーク ED」における財務業績に関する開示について検討した結果、純利益の定義がなされていないことから派生する包括利益から OCI を区分する基準や OCI のリサイクリングにおいて生じる問題点が明らかとなった。

投資家の意思決定に有用であるのは、期待と事実の差異を分析し、それを将来の投資にフィードバックさせることのできる情報であり、その役割の中心を担ってきたのが投資のリスクから解放された純利益である。そして、純利益の定義を定めることが包括利益から OCI を区分する基準や OCI のリサイクリングを行うルールを決定し、純利益を測定する出発点となっていた。

また、企業の行う投資活動は期間が有限であることから、投資期間を通じた利益と正味のキャッシュフローは一致することになる。両者を一致させることは、投資のリスクから解放された純利益の投資意思決定のための情報としての有用性を高めることにつながる。そして、純利益の変容を防ぐためには、OCI のリサイクリングが不可欠となる。

それにもかかわらず、ED においては、純利益の定義を定めないままに、純損益を財務業績に関する主要な情報源としたうえで、すべての収益及び費用を純損益に含めるとともに、すべての OCI をリサイクリングするという、反証可能な推定を置いている。しかも、反証に際して適用される要件は、目的適合性という抽象的な概念である。その結果、OCI を認識する基準にも OCI のリサイクリングを行うルールにも曖昧さが残され、投資家が投資の成果を確認し、投資意思決定の期待の改定の基礎としてきた純利益の変容をもたらすこととなる。

昨今における IASB の表示・開示に関する参照規定を充実させる取り組みを見るかぎり、財務諸表の表示・開示は喫緊の課題のひとつであり、理論と実務の接点ともいべき領域にある問題といえる。他方で、「概念フレームワーク ED」の問題点の整理から、利益概念や利益の認識に係わる会計情報の中核を成す論点が、利益がどのように表示されるべきかという表示・開示の問題にすり替えられる懸念があると解される。そして、これらの問題は、改訂概念フレームワークの公表を待って再検討されるべき課題として残されている。

#### 【注】

- (1) SFAC No.3, Elements of Financial Statements by Business Enterprises はその後 SFAC No.6, Elements of Financial Statements に置き換えられた。また、SFAC No.1 および SFAC No.2 は IASB との共通の概念フレームワークとして公表された SFAC No.8 の

第1章および第3章にそれぞれ置き換えられた。

- (2) その後表現上の検討および修正が行われ、2006年にアップデートされている。
- (3) たとえば、次のような文書がASBJからIASBに提出されている。
- ・ASBJ's Short Paper Series No.2 "Recognition Criteria in the *Conceptual Framework*" (November 2015)
  - ・ASBJ's Short Paper Series No.1 "*Is OCI Unnecessary?*" (May 2014)
  - ・Accounting Standards Advisory Forum meeting "Profit or Loss/ OCI and Measurement" (December 2013)
  - ・Accounting Standards Advisory Forum meeting "Identification, Description and Classification of Measurement Bases" (March 2015)

### 【参考文献】

- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1980). SFAC No.4, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2013). Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2013). Basis for Conclusions Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2015). Exposure Draft, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2015). Basis for Conclusions Exposure Draft, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2015). Exposure Draft, *IFRS Practice Statement Application of Materiality to Financial Statements*.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2014). IAS1, *Presentation of Financial Statements*.
- 鷲地隆継(2015)「座談会「IASBの概念フレームワークの見直しに関する公開草案」『季刊会計基準』Vol.51(第一法規株式会社)。
- 勝尾裕子(2015)「IASB概念フレームワークにおける利益概念」『企業会計』Vol.67, No.9(中央経済社)。
- 企業会計基準委員会訳(2013)「討議資料『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」。
- 企業会計基準委員会訳(2013)「結論の根拠 討議資料『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」。
- 企業会計基準委員会訳(2015)「公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』」。
- 企業会計基準委員会訳(2015)「結論の根拠 公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』」。
- 企業会計基準委員会訳(2015)「公開草案 IFRS実務記述書：財務諸表への重要性の適用」。
- 企業会計基準委員会訳(2015)『国際会計基準第1号 財務諸表の表示』。
- 斎藤静樹(2015)「なぜ、いま利益の概念が問われるのか」『企業会計』Vol.67, No.9(中央経済社)。

斎藤静樹（2014）『会計基準の研究（増補改訂版）』（中央経済社）。

企業会計基準委員会（ASBJ）（2014）「討議資料『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』に対するコメント」。

企業会計基準委員会（ASBJ）（2015）「公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』に対するコメント」。

企業会計基準委員会（ASBJ）（2006）「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」。

平松一夫／広瀬義州訳（2007）『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』（中央経済社）。

（2016年1月8日受理）